

別表第2

第1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>(1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定又は多数の者が利用する各室（別表第1に規定する宿泊施設の用途に供する施設に設けられる客室にあっては、11の項に定める基準に適合するものに限る。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる前号に定める構造の出入口には、ひさし、車寄せ上屋その他これらに相当するものが設けられていること。</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定又は多数の者が利用する室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項第2号に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、第5号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ニ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項第2号に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障がい者（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）にいう視覚障害者をいう。以下同じ。）に施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等（別表第1に規定する学校等及び共同住宅等の廊下等を除く。）には、視覚障がい者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合において</p>

	<p>は、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法（のり）を<b>120センチメートル</b>（段を併設する場合にあっては、<b>90センチメートル</b>）以上とすること。</p> <p>ロ こう配は、<b>12分の1</b>（傾斜路の高さが<b>16センチメートル</b>以下の場合にあっては、<b>8分の1</b>）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが<b>75センチメートル</b>を超える傾斜路にあっては、高さ<b>75センチメートル</b>以内ごとに踏幅が<b>150センチメートル</b>以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>ト 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障がい者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。</p>
<p>3 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>不特定又は多数の者が利用する階段は、次に定める構造（別表第1に規定する自動車車庫に設けるものにあつては、次のイからニまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ニ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。</p> <p>ホ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
<p>4 昇降機</p>	<p>(1) 不特定又は多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設（別表第1に規定する学校等及び共同住宅等を除く。）で床面積の合計が<b>2,000平方メートル</b>以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(2) 前号に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>イ かごの床面積は、<b>1.83平方メートル</b>以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、内法（のり）を<b>135センチメートル</b>以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。</p> <p>ニ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ヘ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を<b>80センチメートル</b>以上とすること。</p> <p>ト かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>チ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（トに規定する制御装</p>

	<p>置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>リ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法(のり)を、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>
5 便所	<p>(1) 不特定又は多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。</p> <p>ロ 車いす使用者用便房の出入口の幅は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 不特定又は多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりを設けた床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>
6 駐車場	<p>(1) 不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(次号に定める構造の駐車場内の通路又は7の項第1号から第4号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項第1号から第4号までに定める構造とすること。</p>
7 敷地内の通路	<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 積雪時の円滑な利用を確保するための融雪装置を設けること。ただし、その他の方法により除雪、排雪又は融雪の措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項イからニまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p>

	<p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、第6号に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(5) 建築物（別表第1に規定する自動車車庫、学校等又は共同住宅等の用途に供するものを除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項第5号イからホまでに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>
<p>8 観覧席又は客席（以下「観覧席等」という。）を設ける室</p>	<p>(1) 別表第1に規定する興行施設、集会施設又は体育施設の用途に供する施設につき当該用途に供する部分に観覧席等（固定式のものに限る。）を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を設けること。</p> <p>イ 幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>ハ 前方又は後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる通路を設けること。</p> <p>(2) 1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、2の項第5号イからホまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(3) 観覧席等には、難聴者の聴力を補うための装置を設けること。</p>
<p>9 浴室</p>	<p>不特定又は多数の者が利用する浴室（客室の内部の浴室を除く。）を設ける場合においては、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 脱衣所及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 脱衣所及び洗い場の出入口には段を設けないこと。</p> <p>ハ 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されている洗い場及び浴槽が設けられていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、高齢者、障がい者等及び要配慮者が容易に操作することができる構造とすること。</p> <p>ホ 床面及び浴槽の床は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p>
<p>10 更衣室、シャワー室及び洗面所（以下「更衣室等」という。）</p>	<p>不特定又は多数の者が利用する更衣室等（客室の内部の更衣室等を除く。）を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室等を1以上（男性用及び女性用の区分がある場合においては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に利用することができるよう手すり、腰掛台等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 水栓器具は、高齢者、障がい者等及び要配慮者が容易に操作することができる構造とすること。</p>

	ハ 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
11 客室	別表第1に規定する宿泊施設の用途に供する施設には、次に定める基準に適合する客室を1以上設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、手すりが適切に配置されていること。 ロ 5の項第1号に定める基準に適合する便所が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。 ハ 9の項に定める基準に適合する浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に当該基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りでない。
12 受付カウンター及び記載台	受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用することができるような適切な高さとし、かつ、その下部に十分な空間を確保した受付カウンター又は記載台を1以上設けること。
13 公衆電話設備	公衆電話設備を設ける場合においては、次に定める構造の公衆電話設備を1以上設けること。 イ 公衆電話機を設置するための台は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、適切な高さとし、その下部に十分な空間を設けること。 ロ 難聴者及び視覚障がい者の利用に対応した公衆電話機を設けること。
14 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるような適切な高さとする事。 ロ 視覚障がい者の利用に配慮した表示をすること。 ハ 直接地上へ通ずる出入口からロに定める構造の券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に誘導用床材を敷設すること。
15 改札口	改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。 イ 幅は、内法（のり）を80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
16 休憩所	別表第1に規定する公衆便所、学校等及び共同住宅等以外の生活関連施設には、施設を利用する者の休憩の用に供するための設備を適切な位置に設けること。
17 授乳及びおむつ替えの場所	別表第1に規定する医療施設及び物品販売業を営む店舗のうち用途面積が3,000平方メートル以上のもの、停車場等のうち1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上あるもの並びに保健所、市町村保健センターその他これらに類するものには、授乳及びおむつ替えをすることができる場所を設けること。
18 案内標示及び非常警報装置（以下「案内標示等」という。）	(1) 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障がい者等及び要配慮者が円滑に目的の場所に到達できるよう設置個所、表記方法等に配慮したものとすること。 (2) 非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障がい者及び聴覚障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表第2号に掲げる聴覚の障害がある者をいう。）に非常事態を知らせることができるものとすること。